

## 農地法第4条・第5条申請添付書類

◎ 一般的な申請に必要な添付書類ですので、申請内容により下記必要書類のほかに添付していただくことがあります。

◆**受付期間：毎月18日～25日（最終日が閉庁日の場合は、前閉庁日まで）**  
 ＊申請書類が受付終了の時点で不備な場合は次月の申請になります。  
 ◆**提出書類：1部提出してください。**

＊ **代理申請の場合は委任状が必要になります。**（様式は農業委員会事務局ホームページからダウンロード可能）

チェック	提出書類	備考
	① 申請人の住民票抄本	・申請日前3ヶ月以内のもの ・申請人の住所が小美玉市以外の場合に必要。 ・法人での申請の場合は不要。
	② 申請農地の登記事項証明書 【登記名義人が死亡している場合】 ①相続関係図②戸籍・除籍謄本③遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の相続関係が確認できる書面	・申請日前3ヶ月以内に発行された原本（コピー不可） ※登記情報提供サービス不可 ・全部事項証明書の、記載住所と現住所が異なる場合は住民票または附票を添付。（原則、原本。コピーの場合は原本証明を付すること） 記載例：この住民票の写し（附票の写し）は原本と相違ないことを証明する 令和 年 月 日 氏名 ㊦
	③ 申請農地の公図の写し	申請地と点で接する隣接地の <u>地番・地目・面積・所有者・耕作者を記載したもので、事業区域が分かるよう色枠で表示</u>
	④配置図または土地利用計画図 【転用予定地「内」に道路・水路等がある場合】 措置を明らかにした書面（廃止又は付け替えの許可又は申請の写し）土地取得にあっては、許可又は許可権者の受理がなされた書面の写し	・処理については、申請書にも詳しく記載 ・建物または施設の位置・種類・規模・隣接境界・施設間の距離・道路幅員・取水・雨水・雑排水・汚水の給排水計画・放流先を明示したもの ・資材置場については、資材の種類・位置・数量を明示したもの ・農地以外の土地（山林や雑種地や宅地等）もあわせて利用する場合にもその土地も含めた全体の配置図または土地利用計画図が必要。
	⑤建物の平面図	・200分の1 ～ 300分の1程度で作成。
	⑥造成・建築等に要する費用の見積書	・やむを得ず、写しを提出する場合には、原本証明を付すること。 ・見積もりの有効期限が切れていないこと
	⑦土地の契約書の写し	・5条申請の場合に必要。売買、賃貸借、使用貸借の場合に必要
	⑧転用計画に要する資金証明	・預貯金残高証明書、融資（見込み）証明書、金銭貸与証明書、贈与者の残高証明書等（残高証明及び融資証明は原則、原本） ※夫婦間で融資をする場合はそれを証明（契約書等）できるもの ・預金残高証明書に代えて事業資金を預けた預貯金口座の通帳の写し等でも可とし、その場合、通帳等の表紙及び記帳のある最終ページの写しに、申請者本人の原本証明を付したものであること ≪証明例；この預貯金口座の通帳の写しは原本と相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 氏名㊦≫
	⑨事業計画書	・事業が必要になった理由を詳細に記入 ・様式は農業委員会事務局のホームページよりダウンロード可能 ・第1種農地、第2種農地に該当する農地を転用する場合、候補地は2ヶ所記載すること ・誤って着工し、事業が完了してしまっている場合（是正としての申請）で始末書添付の際は、候補地は申請地のみ記載。
	⑩土地の埋立て等の規制に関する許可申請書の写し、又は意見書等の写し	・土地の埋め立てをする場合に必要 ・詳細は本庁環境課へ ・許可申請書に受付印あるものの写し（転用許可後に許可書の写しを提出）

	⑪埋蔵文化財の照会申請書	・詳細は生涯学習課生涯学習センターへ（高崎 291-3） TEL：0299-26-9111 ・受付印のあるものの写し、又は文化財区域内の場合は回答書の写し
	⑫土地改良区の意見書の写し	・受益地に入っている場合に必要 ・受益地に該当しているか必ず土地改良区へ確認すること 石岡台地土地改良区 TEL：0299-22-2010 玉里土地改良区 TEL：0299-58-4847
	⑬都市計画法による開発許可又は建築許可の適用のあるものは許可申請書の写し	・1,000㎡以上3,000㎡未満の開発の場合には事前協議の写しを添付 ・3,000㎡を超える開発の場合には本申請の写しを添付
	⑭地籍測量図	・一筆の一部を転用する場合に必要 ・図1枚中に筆全体と転用区域、求積図（座標図）を明示すること
	⑮定款・法人登記事項証明書・事業概要書	・法人の申請の場合に必要 ・申請日前3ヶ月以内に発行された原本（コピー不可）
	⑯事業経歴書	・建売分譲住宅・資材置場・駐車場等の申請の場合に必要 ・様式は農業委員会事務局ホームページよりダウンロード可能
	⑰事業運営に必要となる免許、資格等を必要とする場合は証明する書面又は免許等の写し	
	⑱農地復元工事工程表	・一時転用の場合に必要
	⑲事業実績書	・資材置場の場合に必要
	⑳数量（品目、台数）算定根拠説明書	・資材置き場、駐車場等（駐車スペースを伴う事業で20台以上スペースを設ける場合）の場合に必要
	㉑需要説明書	・貸駐車場の場合に必要 ・周辺住民・企業側の要望の場合はその要望書、不特定多数の者が対象の場合は、事業者側からみた需要見込みを説明した書面
	㉒始末書	・すでに着工してしまった場合に必要 ・現況写真を添付すること ・過去の申請時に始末書添付で申請であった場合は <u>農地に復旧してから申請</u>
	㉓経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定書及び電力会社からの接続検討の回答書	・太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の場合に必要 ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度で売電する場合に必要 ・初めて申請地において施設を設置する場合には申請が終わり、認定書と回答書が揃ってから転用申請を受け付けるものとする。 ・既に発電設備の認定や接続検討の回答書があり、内容を変更する場合には変更前のものと変更申請中であることが分かる書類を添付
	㉔太陽光発電施設に係る隣接農地所有者への説明状況に関する確約書	・太陽光発電所を設置する場合に必要

**申請受理後に申請の現地調査を行います。転用範囲が判るように杭・仮杭等を設置してください。**

- ★申請書の記載内容と添付書類の記載内容が整合性の取れるようにしてください。
- ★申請書類や添付書類に不備がある場合には次回の申請になりますので、可能な限り早めの提出にご協力お願い致します。
- ★不足の添付書類の提出方法

以下のいずれかの方法で提出願います。ただし、原本の提出が必要な場合は、郵送か窓口へ直接提出願います。

- ①FAXによる提出  
FAX番号：0299-48-1199 農業委員会事務局宛に送信願います。
- ②メールによる提出  
[nogyo@city.omitama.lg.jp](mailto:nogyo@city.omitama.lg.jp) へ、送信願います。